

# 申告書の書き方

## 1 収入金額等

ア～サの区分の該当する欄に収入金額を記入します。

**給与所得**で源泉徴収票のない方は、申告書裏面の**6**の欄を記入して下さい。

**\* 不動産(土地・建物)や株式の譲渡があった場合に使用する、分離課税等用の申告書は、市役所税務課及び黒川支所に用意してあります。**

## 2 所得金額

①～⑪の区分の該当する欄に所得金額(収入金額－経費)を記入します。

・**事業所得(営業等・農業)、不動産所得**のある方は、収支内訳書を作成し、それに基づき収入と所得を記入します。

・**配当所得、雑所得(公的年金以外)、総合譲渡・一時所得**のある方は申告書裏面の**8、9、10**の欄に記入してから、表面の収入、所得金額を記入します。

・**給与所得、公的年金等の所得金額**は、速算表により計算してください。

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

該当する欄に金額、扶養者の氏名等を記入して下さい。

## 4 所得から差し引かれる金額

### ・雑損控除

次のうちいずれか多い方の金額

① (損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×1/10

② 災害関連支出の金額－5万円

対象となる損失等、詳しくは税務課までお問い合わせください。

### ・医療費控除

①(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額)

－(10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額)

②(スイッチOTC医薬品購入費等－保険金等で補てんされる額)－(1万2千円)

①と②はいずれか一方を選択してください。

### ・社会保険料控除

支払った社会保険料の額(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など)

### ・小規模企業共済等掛金控除

支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金の額

### ・生命保険料控除

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約)

一般の生命保険料および個人年金保険料控除の控除額については【表1】のとおり計算して下さい。

【表1】

支払った保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下の場合	支払い保険料の金額
15,000円を超え40,000円以下の場合	支払い保険料の金額×1/2+7,500円
40,000円を超え70,000円以下の場合	支払い保険料の金額×1/4+17,500円
70,000円を超える場合	35,000円

●平成24年1月1日以降に締結した保険契約分(新契約)

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額については【表2】のとおり計算して下さい。

【表2】

支払った保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下の場合	支払い保険料の金額
12,000円を超え32,000円以下の場合	支払い保険料の金額×1/2+6,000円
32,000円を超え56,000円以下の場合	支払い保険料の金額×1/4+14,000円
56,000円を超える場合	28,000円

※一般生命保険料または個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合のそれぞれの適用限度額は、28,000円です。

※生命保険料控除の合計適用限度額は、70,000円です。

・地震保険料控除

区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料	50,000円以下の場合	支払金額×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②長期損害保険	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	5,000円を超え 15,000円以下の場合	支払金額×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円

\*②長期損害保険については、平成18年12月31日までに契約を結んだものに限る。

支払った損害保険料が、地震・旧長期の両方である場合、それぞれの控除額を上記の算式で計算し、合計します。(最高限度額25,000円)  
1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入している場合は、長期損害保険控除と地震保険控除のどちらかを選択となる。

・寡婦控除	26万円	ひとり親控除の場合	30万円
・勤労学生控除	26万円		
・障害者控除	26万円	特別障害者の場合	30万円
・配偶者控除	一般	同居特別障害者の場合	56万円
	老人 (70歳以上)	〃	61万円
・配偶者特別控除	配偶者の所得金額により、3万円～33万円 <u>*配偶者控除と同時には受けられません。</u>		
・扶養控除	一般	同居特別障害者の場合	56万円
	老人 (70歳以上)	〃	61万円
	特定 (19歳以上23歳未満)	〃	68万円
	同居老親等 (70歳以上)	〃	68万円
・基礎控除	43万円	(令和2年度以前は33万円)	

- 11 事業専従者に関する事項
  - 12 別居の扶養親族に関する事項
  - 13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
  - 14 寄附金に関する事項
  - 15 事業税に関する事項
- } 該当する項目を記入して下さい。

■注意点■

## 市民税・県民税申告書へのマイナンバーの記載 および本人確認書類の提示について

市民税・県民税申告書の提出には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要になります。

マイナンバーカードを持っている場合	マイナンバーカードを持っていない場合
<p>マイナンバーカード</p>	<p>通知カードまたは</p> <p>+</p> <p>運転免許証、パスポート、 保険証など</p>

※本人以外の者(代理人)がマイナンバー記載の平成30年度 市民税・県民税の申告書を提出するときには委任状が必要になります。代理人が申告に来る場合には【本人の個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード)】

- \* 申告書を郵送等で提出する場合は、国民年金や生命保険の支払額証明書等も忘れずに添付してください。
- \* その他ご不明な点がございましたら、税務課・市民税係までお問い合わせください。